

著者紹介

1932年 大阪市生れ。
1970年 ケルン大学経済社会学部博士課程卒。
同年 学位取得。
現在 独協大学経済学部経営学科助教授。
専攻 企業論, 工業経営論 (主として生産論)。
著書 *Directinvestitionen im Ausland*, 1973.
西ドイツ経済省 BfA (ケルン) 刊。
訳書 『GT の理論と実際』1974年, 建帛社。『工作
記述分類法』1974年, 野田経済研究所。
論文 「グループ・テクノロジーの新展開」『IE』
1974年7月~12月。「経営経済の生産関数論」
『独協大学経済学研究』第9号および10号。
現住所 越谷市大沢1296-14 〒343
電話 0489-76-4365

国際企業論

昭和49年12月28日発行

著者	清水敏允 ^{しみずとしよし}
発行者	宇梶洋司
発行所	東京都中央区日本橋本石町1の4 東洋経済新報社
郵便番号 103	電話東京(270)代表4111 振替口座東京6518

©1974 <検印省略> 落丁・乱丁本はお取替えいたします。
Printed in Japan

3034-5127-5214

序 文

黒 澤 清

第二次世界大戦後における世界の経済界を特徴づける最も大きな現象の一つは、国際企業の驚異的な発展である。当初、アメリカ企業の海外進出または海外投資に伴い、国際企業化運動が出現したのであるが、それは今日ではすべての経済先進国にとって共通の現象となりつつある。とくに近年における日本およびドイツはその典型の一つであるといつてさしつかえないであろう。

本書は、国際企業に関するわが国において最初ともいふべき学問的文献である。国際企業化は新しい傾向であるだけに、わが国ではこれまでにこの種の文献が乏しいうらみがあったが、この好著を得てわれわれの要望は十分に満たされることができた。

国際企業とは何かについて、従来はほとんど定説がなかったようであるが、著者はきわめて明確にその基本的性格を描きだしている。一般には、国際企業をもって世界企業と同視するものもあり、あるいは多国籍企業の同義語として取り扱うものもあるようである。これらに対して著者は明快な結論を与えたのである。

まず著者は、エルンスト・ジーバーを引用して、企業の国際化の過程を三つの段階に区分する考え方を批判している。すなわち、ジーバーは多国籍企業とは総資本の 25 % ないし 50 % を国外に投下している企業であるとし、国際企業とは総資本の 50 % 以上 75 % を国外に投下している企業であるとし、世界企業

とは総資本の76%以上100%を投下している企業であると主張する。このような国際化の測定尺度にしたがえば、多国籍企業→国際企業→世界企業という三つの段階を経て発展することになるわけであるが、ジーバー説は面白い考え方ではあるけれども甚だ恣意的であることをまぬがれない。

ある他の論者、たとえばロビンソンは、企業の所有関係および意思決定の主体に基づいて、とくに意思決定の主体の分散の程度を基準として、国際企業、多国籍企業および超国家企業に分類すべきであると主張する。すなわち意思決定の分散度が最も低いものが国際企業であり、その最も高いものが超国家企業であるというのである。しかしこの分類のしかたもまた、学界から支持されていない。

著者によれば、国際企業は、海外で事業を営む経営組織であるが、その本質において、国内企業の見地で国際経済活動を遂行するものであり、その点にこそ国際企業の特徴があるとする。すなわちそれは複数の異なる国民経済のなかで、生産活動の拠点をもつ結合経営体を意味する。この見地に立てば、多国籍企業、世界企業などの別名を用いる必要は感ぜられないし、概念の不統一をさけることができる。

このような明確な見地のもとに、著者は、第一に国際企業の性格と行動を、経営経済学的ならびに組織論的に追及した。この経営経済学的方法論の展開によって、以下にみられるような特色ある研究成果が生みだされたのである。すなわち著者は第二に、国際企業の税務問題を詳論している。この点が類書にみられない特徴の一つであるが、国際企業の税務問題の解決をはかろうとする者にとって役だつところが大きいであろうと思う。第三に著者は、国際企業の利益管理に論及し、それに対する課税問題の影響を考察した後、第四に拠点会社に関する研究を展開している。拠点会社とは、いわゆる租税待避圏にある会社を意味し、国際企業の一環を形成する特殊な存在であるが、この問題にメスを入れたことは、本書のユニークな点をいっそう強調するに役だっているように思われる。

著者はこれまで国際企業に関する研究を、いくつかドイツで出版してきた

が、いずれもドイツ語で書かれている。とくに国際企業の経営計画、日本の対外直接投資の研究、結合企業の構造分析―日独の比較等のテーマで、ドイツ語で発表した著書論文は、著者がかつて学び、また度々研究のため訪問したケルン大学の同学の諸教授によって高く評価された研究業績である。

わが国の諸企業の国際化傾向がいよいよ顕著なものになりつつある今日、本書のような学問的であるとともに実際界にとっても問題解決に役だつ好文献の出版は、大いに有意義であると信ずる。

は し が き

現代の企業を論じるときに、国際的な活動をしている企業の存在を無視するわけにはいかない。国際的に活動している企業は大きく二つのタイプに分けられるように思う。一つは、貿易に重点をおいた企業のタイプであり、他方は貿易プラス対外直接投資を積極的におこなっている企業のタイプである。前者のタイプの企業については、従来からすでに貿易理論や比較優位論などの関連で非常に多く、またしばしば論ぜられてきた。しかし、後者のタイプの企業については、前者に比べるとそれほど多くの研究はわが国においてはなかったように思われる。もっとも、経営経済学という視点から見れば、組織論的(産業組織論、経営組織論の両方を含めて)、管理論的な研究業績は、米国や日本においてはすでにかなり多くの研究成果が出されている。しかし、わが国で発表された研究の多くは、すでに米国で発表されたものの紹介的な研究によってその大半が占められているように思う。

筆者は、国際企業が、国内企業から区別される決定的なメルクマールを、“対外直接投資”の事実求めてきた。対外直接投資がおこなわれるということは、異なった国民経済(筆者はこれを“対外性”と呼んでいる)のなかで広義の意味での生産活動が営まれることを意味し、その生産活動を通して企業の長期的な維持と成長が図られることが意図されている。企業が、異なった国民経済のなかで、あるいは、異なった国民経済を通して成長し維持されるためには、進出先国の経営体の意思決定権を支配したり、投資先国で資本を形成した

りすることも当然必要になろう。

筆者は、国際企業の研究対象を、国籍ではなく“対外性”というものの実体究明に求めた。このヒントは、R. Z. アリバー教授の“foreignness”という言葉から得たものである。対外性とは簡単に言えば“異なった地域”ということになろう。企業が対外直接投資をおこなえば、必然的に対外性と取り組まざるを得ない。たとえば、異なった通貨、異なった関税、異なった商法および会社法、異なった税制、異なった経済体制および政治制度、異なった慣習などが対外性の具体的な内容である。しかも、この対外性は、単なる異なった国籍を意味せず、常に親会社や中核企業との関係のなかでとらえられる異質性を意味している。

企業の経済活動は、すべて経営体のなかにおいて、そして経営体を通しておこなわれる。複数の経営体の統合体が“企業”であるという前提に立てば、対外直接投資をおこなえば企業は当然、内部的に細胞分裂を起こし、その分裂したなかへ“対外性”というものが入り込む。企業が経営体の統合体としてのまとまりを維持するためには、是非とも対外性という因子と対決しなければならなくなる。もちろん、貿易指向型の企業においても対外性は問題となろう。しかし、対外直接投資をおこなって、生産活動の拠点が異なった国民経済に分散した統合体としての企業が取り組む対外性に比較してみると、質量ともに対外性に大きな差があると思われる。

筆者に課せられた課題は、国際企業が取り組むべき対外性を一つ一つずつ分析究明することにある。その最初の試みが、対外直接投資と貿易との関係、租税が国際企業に及ぼす影響の実態を研究してみることにあった。今後、筆者の研究対象は、通貨の変動が国際企業に及ぼす影響分析や、異なった会社法が国際企業に及ぼす影響分析などに向かうであろう。

国際企業に関する筆者の未熟な研究を直接指導してくださったのは、ケルン大学の E. グロホラ教授および H. レーマン博士であった。また、獨協大学学長黒澤清教授にも親切的な御助言と身にあまる序文をいただいた。さらに、シカゴ大学のアリバー教授や西ドイツの H. コールマン博士や I. v. ヤコービ博士なら

びに獨協大学高木健次郎教授からもたいへんに貴重な御示唆を賜わった。ここで、これらの方々に深甚の謝意を表したい。また、本書の出版にあたり東洋経済新報社の出版局編集第二部長徳地典孝氏や能勢大士氏に数年間にわたり数々御助力を賜わった。特にこれら両氏にはたいへんな御迷惑をおかけしたこともこの機会に深くお詫び申し上げる次第である。

1974年10月

獨協大学 清水研究室にて

清 水 敏 允

目 次

序 文 黒 澤 清

は し が き

I 国際企業の性格と行動 3

1 企業の本質 3

1.1 企業の本質的メルクマール..... 3

1.2 経済体制と企業の性格 8

1.3 企業の結合的性格13

1.3.1 経営体連合.....14

1.3.2 結合経営体.....15

1.4 企業における機能の分化17

2 国際企業の概念23

2.1 国内企業と国際企業の区別.....24

2.2 不統一な国際企業の概念規定.....29

2.3 国際企業の性格35

3 国際企業における輸出と対外直接投資.....37

3.1	直接投資の性格	37
3.2	直接投資の形態	40
3.3	直接投資の誘因	42
3.3.1	市場の開拓と確保	42
3.3.2	費用と価格	44
3.4	生産の国際化と比較優位	48
3.5	直接投資による輸出効果	50
3.5.1	輸出への直接的効果	51
3.5.2	輸出への間接的効果	52

Ⅱ 国際企業にとっての主要な対外性 61

4 国際企業の税務問題61

4.1	国際企業の税務政策に関する基本問題	62
4.1.1	経営経済的税務論からみた国際企業の構造	62
4.1.2	国際租税法の概要	64
4.2	事業単位(事業所, 子会社)の立地選択に与える 課税の影響	78
4.2.1	国境を越える物品取引に対する課税の影響	82
4.2.2	源泉地国の課税が及ぼす影響	86
4.2.3	居住地国の課税が及ぼす影響	92
4.2.4	この節のまとめ	100
4.3	事業単位の定款上の構造に及ぼす課税の影響	101
4.3.1	事業所および子会社の概念定義とその定款上の構造	101
4.3.2	税率表に基づく事業所および子会社への課税	104
4.3.3	国外事業単位への資産の移動の際の課税面の影響	113
4.3.4	この節のまとめ	115

5 利益管理に及ぼす課税の影響 122

5.1 利益管理の本質と意義	122
5.1.1 利益管理の目的	122
5.1.2 特定地域に限定した利益形成	124
5.1.3 利益移動	126
5.1.4 資本のトランスファー	129
5.2 計算価格による利益の移動	130
5.2.1 最も有利な計算価格の選択	130
5.2.2 計算価格政策のリスク	135
5.2.3 計算価格決定のための手がかり	138
5.2.4 関税価格決定上の特殊問題	140
5.3 企業内部のサービス費および共通費の配分による 利益の移動	143
5.3.1 コスト配分の形態	143
5.3.2 コスト配分の手がかり	144
5.3.3 コスト配分の合目的性	146
5.4 企業内における相互金融による利益移動	147
5.4.1 国際企業における内部金融の選択	147
5.4.2 現物出資の評価による利益移動	150
5.4.3 補足的投資収益の合目的性	151
5.4.4 国際企業内の部分金融と全体金融	159
5.4.5 この節のまとめ	161

Ⅲ 国際企業における拠点会社の役割 165

6 拠点会社の概念とその本質 165

6.1 拠点会社の概念	165
-------------------	-----

6.2	拠点会社の本質	171
6.3	税務的観点からみた拠点会社の本質	181
7	拠点国の一般的性格	183
7.1	スイス	184
7.1.1	スイスの租税制度	184
7.1.2	スイスが締結している二重課税防止条約とその 乱用を防ぐ規制措置	187
7.2	リヒテンシュタイン	192
7.3	ルクセンブルク	194
7.4	バハマ諸島	196
7.5	バーミューダ諸島	197
8	拠点会社の設立に及ぶ影響要因	198
8.1	拠点会社の租税面の利点	198
8.1.1	事業会社の利益蓄積	198
8.1.2	投資収益の蓄積	200
8.1.3	有利な二重課税防止条約の利用	201
8.1.4	輸出入差益の蓄積	201
8.1.5	租税節約による利益蓄積効果	202
8.1.6	拠点会社所得の子会社および親会社への迂回	203
8.2	拠点会社を設ける場合の欠点	204
8.2.1	追加的なコスト負担の発生	205
8.2.2	利益剰余金の露頭	206
8.2.3	利益配分に対する課税	207
8.2.4	開発途上国投資に対する権利保護と租税特典の喪失	207
8.2.5	国外拠点会社のために支出された国内経費の	

控除禁止	208
8.2.6 部分価値償却が認められない場合	208
8.2.7 通貨リスクが累積される場合	208
8.2.8 税法改正のリスク	208
8.3 拠点会社に対する税法上の問題点	209
8.3.1 税法上の査定傾向	209
8.3.2 権利主体として認められない場合	209
8.3.3 拠点会社との取引を認めない場合	210
8.3.4 拠点会社に対する親会社国の納税義務の適用	211
8.3.5 納税義務者の不十分な申告の問題	211
8.4 拠点会社に必要な経済的観点と立地要素	212
8.4.1 拠点会社によるリスクの緩和	213
8.4.2 国際的な融資活動	215
8.4.3 販売会社としての活用	217
8.4.4 拠点会社の立地選択	218
8.5 経営管理会社としての拠点会社の経済面，税務面から みた立地選択	219
8.5.1 経営管理会社としての拠点会社の性格	219
8.5.2 課税面からみた立地選択の要素	220
8.5.3 非課税面からみた立地選択の要素	221
8.5.4 定款上の機能と経営管理上の機能を同時に もつ拠点会社	223
8.6 この章のまとめ	224

索引	229
----	-----

国際企業論

I

国際企業の性格と行動

1 企業の本質

本章においては、国内企業と国際企業(それぞれの概念については後述する)のいずれの企業にも共通に内在する企業の本質的性格について述べてみたいと思う。

1.1 企業の本質的メルクマール

企業に対する経営経済的な関心は、まず、その企業の個別的な経済行為と意思決定に向けられている。その経済行為と意思決定が実現される最小の単位が、一般に経営体と呼ばれているものである。経営体が、経済活動の単位であるためには、統一的な計画をもたなければならないし、またその計画の枠組のなかで運営されるものでなければならない。

経営体は、経済体制の違い(資本主義経済体制または社会主義経済体制)とは無関係に存立し、かつ、存続しうるものである。したがって、それは、経済的な構築物の礎石となり、経済的諸関係の結節点となるものである。「経済活動は、それゆえ、経営体を通じておこなわれ、その内部において実現されるものである。」¹⁾

1) E.Kosiol : *Einführung in die Betriebswirtschaftslehre, Die Unternehmung als wirtschaftliches Aktionszentrum*, Wiesbaden 1968, S.23.

経営体は、大きく家計と企業に分類される。²⁾ 前者は、個人の消費活動や個人の私的欲望の充足のための消費的経済単位をさし、後者は、他の個人的、集团的経済単位が有する欲望の充足のために存在する生産的経済単位を意味している。したがって、企業は、他人の欲望を充足する目的で、他の経済単位に対して財やサービスを造出し、供給することに貢献している。

以上は、私的な経営体(私的な家計と企業)についての区分であったが、同じ分類が公的な経営体についても可能である。

公的経営体は、公的家計と公企業に区別される。公的家計の代表的形態としては、国家財政があげられる。もっとも、これは、州や県あるいは市町村などの個別的財政から構成されているものである。その他、これに属するものとして、政府官庁、中央銀行、裁判所、税務局、公立病院、あるいは国立や公立の学校があげられる。どの公的家計にも共通にみられる特徴は、それらが、国家的給付の生産者として、特定の財貨(安定、秩序、法的保護、教育、養成、治療など)を生産し、それらを公的家計に所属するすべて人や経済単位に対して、かれらが有するみずからの需要や欲求を充足する目的で、しかも、直接的な反対給付を期待することなく用立てる点に特徴がみられる。ここで注目すべきことは、家計を、私的家計と公的家計に分類したが、それは、生産される財貨の種類によって分類されたものではなく、需要や欲望の充足の種類によって両者が分類されている点である。

以上の事柄から、企業が、他人や他の経済単位のもつ欲望を充足するための生産的な経営体であるという性格の一端が類推できる。

-
- 2) E. Grochla は、経営体概念を、経営経済学上の中心概念および上位概念としてとらえた。企業や家計を、そこでは、このような経営体概念のおもな現象形態としてみなした。Betrieb と Unternehmung の概念上の区別に関しては、種々様々な見解がある。たとえば、前者は生産的側面であり、後者は法的あるいは財務的側面であるという見解から、Betrieb の集合体が Unternehmung であるという見解、あるいは、前者は後者の下位概念であるという見解もある。しかし、経営体(Betrieb)が、経済活動の最小単位の細胞であり、中心的概念であるとする学者の説明のほうがより説得力があると思われる。たとえば、Grochla, Hasenack, Kosiol, Mahlberg, Nicklisch, Sandig, Seischab, Seyffert などの諸説があげられる。